

平成30年度 第1回
江東区地域自立支援協議会
議 事 録

1 日 時 平成30年7月27日 午後1時30分～午後2時30分

2 場 所 文化センター6階 第1～3会議室

3 出席者 里村 恵子 根本 雅司 白木 麗美
宮本 光司 小滝 義浩 会田 久雄
平松 謙一 高橋 久子 夏梅 照子
高井 伸一 菅 佐智子 青柳 浩二
萩田 秋雄 田村 満子 油井 真
竹内 一成 尾本 光祥

4 会議次第

議事1 障害者差別解消法の実績報告について

- ・東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

議事2 障害者優先調達推進法に基づく調達実績について

議事3 専門部会からの報告について

議事4 小児在宅医療連携推進会議について

議事5 その他

5 資料

資料1 平成29年度 障害者差別解消法受付台帳

資料2 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

資料3 平成29年度 江東区による障害者就労施設等からの物品等の
調達実績

資料4 平成30年度 江東区による障害者就労施設等からの物品等の
調達方針

資料5 小児在宅医療連携推進会議概要

参考1 専門部会からの報告（平成29年度）

参考2 平成30年度 江東区地域自立支援協議会委員名簿

参考3 江東区地域自立支援協議会設置要綱

6 傍聴 2名

7 会議内容

[開会]

資料の確認、委員の委嘱及び紹介、副会長の選任等。

議事1 障害者差別解消法の実績報告について

- ・東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

【里村会長】 それでは、議事に従って会議を進めたいと思います。

まず、議事1、障害者差別解消法の実績報告について、事務局より説明をお願いします。

【西隈施策推進係長】 施策推進係長の西隈と申します。私のほうから、差別解消法の相談の受け付けについてご説明させていただきます。失礼ながら、着座にて説明させていただきます。

資料1、A4横の資料をごらんください。こちらは平成28年の4月に施行されました障害者差別解消法について、29年度にどれくらい相談があったかという一覧になってございます。この一覧につきましては、昨年度までは法該当の部分しかご報告していなかったのですが、今年度より、障害者差別解消法ではないかということを受け付けたご相談について、全て記載してございます。

それでは、各個別の案件につきまして、主な内容につきましてご説明をさせていただきます。

まず1番になりますが、プリペイドカード形式の携帯電話の返金について、精神障害者の方からの申し出がございました。本来は、消費者センターに相談する内容

で、本人もそのことを理解しておりまして、既に消費者センターのほうに相談中の案件でございました。

この方はネットオークション等々を活用していて、2台目の手軽に使える携帯電話が欲しいということで、プリペイドカードの購入をしたということでございました。しかしながら、その用途が自分にあったものではなかったということで、返金について事業者と数回やりとりを行ったんですけれども、納得ができずに、差別だということでこちらにご相談をいただいた案件でございます。

この案件につきましては、事業者を確認しましたところ、購入の際に何度か相談しているということで、相談記録にも複数回説明を行ったことが記録されています。使用方法が相談者の思惑と違ったことから返金を求めているということでございましたので、既に相談しておりました消費者センターでの継続相談をお勧めいたしました。障害者差別解消法というよりも消費者トラブルという視点でしたので、そのような形で終結いたしました。

また、電話相談中に心が不安定になりまして、死にたいなどの発言が出たことから、保健師につないで、最終的には納得していただいたということで報告を受けております。

続きまして、3番になりますけれども、こちらは日常生活用品の買い物についてということで、買い物は自立をしていく上で重要なスキルと言えるかと思えます。ただ、この方が近隣で買い物をした際に、本来購入していない商品がレシートに打たれていたり、数が足らなかつたりという事案が起こったということで、親御さんが不安になり、ご相談をさせていただいたという事案になってございます。

また、障害者差別解消法に基づいて、店舗に対して強制的な指導はできないのかということでご意見をいただいたところでございます。強制的な指導については、そのような趣旨の法律ではないということをご理解いただきました。なお、店舗に対して、こちらから何か働きかけますかということで問いかけたんですけれども、もう保護者の方が既に連絡して対応しているということで、今後の関係性も考慮して、こちらからは何問い合わせはしないということとなりました。人為的なミスだと考えられますが、このような事案がこれからも続くようならば、また、ご連絡をいただいでさらなる検討をしなければいけないかなと考えております。

1 ページおめくりください。2 ページ目になりますが、9 番が、道路上の看板に

ついてということで記載がございます。こちらですけれども、点字ブロック上にかかる旗と夜間の電光掲示板の光が歩行の障害になるということで、移設、配慮等してほしいということでお話がありました。土木部に確認いたしまして、歩道上の置き看板自体が違法ではないかということで、指導の対象となる旨を説明させていただきました。また、場所が都道になるということで、管理が東京都のほうになるという旨を伝えたところ、相談者が直接細かい部分を聞きたいので直接電話することとなりました。

続きまして、10番ですけれども、こちらは車椅子利用者の水陸両用バス、についてのお問い合わせでした。これにつきましては、既存のルートについてはなかなかハード面での対応は難しいのではないかとということで、ご本人も了解していたところですが、新たなルートをつくる時に、そういう障害者に配慮したものをつくる、乗りやすいような仕組みをつくりますということで回答をいただいていたけれども、新たなコースができたときに、それができていなかったということで、何らかの説明をしてほしいということでしたので、事業者との橋渡しをした案件になります。

次に、11番になりますけれども、こちらが障害者福祉センターの職員の方からご相談をいただいた案件で、深川江戸資料館において、障害者差別解消法のお話をする際に参考としたいということでお問い合わせをいただいた件になります。

江戸資料館は、皆様ご存じのとおり、畳の上に上れたり、昔の江戸時代のものを触れたりする体験型の資料館になってございます。その中で、盲導犬を連れていらっしゃる方が畳に上がる際の配慮等、何をしたらいいかということでお問い合わせをいただきました。

これに対して、私どもは東京都とも相談いたしまして、団体利用等で事前に打ち合わせが可能な場合は相談することを助言したほか、畳に上がる際にはボランティアやガイド等の人的支援で対応するとともに、盲導犬の待機場所の確保など配慮する必要があるということでお伝えさせていただきました。

続きまして、3ページになりますが、12番、こちらは典型的なハード面の合理的配慮の提供がなされていないんじゃないかということでお問い合わせをいただいた件になりまして、病院の入り口の段差スロープがちょっと急なのではないかということでご指摘をいただき、現場を確認した案件になります。現場を確認した際に、

その病院の方とそのまま面談を実施しまして、お話を伺ったところ、東日本大震災の影響で段差が生じてしまったため、スロープを設置したというお話でした。病院内でこの件について情報共有を図るとともに、関係機関等々と連携しながら対応について検討していくということで、回答をいただいているところでございます。

あと、3ページが一番下になりますが、17番に、居住するマンションのエレベーターの鏡の設置についてということで、これは身体障害者の保護者の方からお話をいただいた案になります。エレベーターが狭くて、前から入るとそこで旋回できずに後ろから出なければいけないということで、途中から乗ってくる方々にご迷惑がかからないようにミラーを設置して安全確保したいということ、組合と話をし、いく上で何かアドバイスはありますかということでお問い合わせをいただいた件になります。

私どもとしては、本区作成のリーフレット等々を送付して、また、これからもおつき合いしていく住民の方々との話し合いになるということで、感情的にならないで建設的な対話に努めて、また代替案を探るなどの方法も検討すべきではないかということで、アドバイスをさせていただいたところでございます。

続きまして、もう1ページおめくりいただきまして、4ページ目になりますが、スポーツ施設の利用についてということでお問い合わせをいただいた件になります。こちらは、愛の手帳所持者の保護者の方からお問い合わせをいただいた件ですが、利用の際に嫌な顔をされたりですとか、施設によって対応が違うので、障害者の視点で配慮してほしいということでお話をいただきました。

こちらは回答は不要ということで、この旨を施設の管理者のほうに伝えたところになります。やはり障害者の視点も取り入れて施設運営をしてほしいということと、まだまだ、利用者の理解が進んでいないということで、これからやっていかなければいけないなということで痛感した事例でございました。

20番につきましては、公営住宅入り口階段への点字ブロック、点字シール設置についてということで、わかりやすく手すりに何号棟ですよという点字シールを貼ってほしいということで、これからどうやっていけばいいかというご相談でした。団地の自治会と相談した上で、管理者のほうに上げてくださいということで助言をさせていただいたところになります。

主な相談内容について、ご報告をさせていただきました。

続きまして、そのまま資料2のほうをごらんいただければと思います。A4縦になりますが、よろしいでしょうか。こちらが東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例ということで、28年4月に施行されました障害者差別解消法に基づき制定された東京都の条例になります。こちらが今年の10月に施行されることになってございます。こちらの条例で特筆すべき点が何点かございますので、ご紹介をさせていただきます。

4ページをお開きいただいてよろしいでしょうか。こちら、4ページの一番上に2ということで記載がありますが、都及び事業者は、その事務または事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないということで記載されております。東京都の条例では、民間事業者も合理的配慮の提供について義務になったというところが大きなポイントでございます。国の法律は、民間事業者につきましては、合理的配慮の提供は努力義務ですけれども、東京都の条例については義務になったというところが大きな違いでございます。ただ、「負担が過重でないときは」という文言がついておりまして、これを加味した上で検討しなさいということになってございます。

その下に、広域支援相談員というのがございます。これは東京都のほうで非常勤職員を雇用して、10月1日より設置するというで聞いております。こちらのほうは、区民の相談はもちろんですけれども、行政からの問い合わせについてのアドバイスですとか、総合窓口として機能していくと聞いてございます。また、5ページの中段になりますが、あっせんというところがございますが、これは都民への影響が大きい事案、紛争事案の解決のために必要があると認められるときは調整委員会にあっせんを付託するというで、紛争に発展した場合には、こちらのほうで解決していくという内容になってございます。調整委員会につきましては、7ページのほうに記載がございまして、上段になりますが、調整委員会ということで、知事が任命する15名の委員で組織するというで聞いております。このメンバーにつきましては、現在東京都のほうで鋭意検討中ということで伺ってございます。

このように、東京都の条例が10月に施行されるんですけれども、合理的配慮の提供が民間事業者でも義務化されたこと、広域支援相談員が置かれること、あとは紛争の解決のためにあっせんの求めに応じるという姿勢が鮮明になったということ

がポイントでございます。

簡単ではございますが、私のほうから、受け付けの相談件数と条例についての説明でした。

【里村会長】 では、何か今のご説明に対してご意見とかご質問ございますか。

障害者差別解消法については、まだ今後いろいろ周知のための啓発活動なんかも必要になってくると思うんですが、そういう関連で、委員の皆様から何かアイデアなんかがあれば、またそれもお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

【白木委員】 弁護士の白木と申します。ご説明どうもありがとうございます。

基本理念の第3号、この言語のことについてお伺いしたいのですが、これ、「障害者は」というところで、特に国籍とか、母語が何であるとかいったことは限定せずに定められている条例かなと思うのですが、私自身お受けしている相談の中に、外国人、母語が日本語でない方で、かつ障害をお持ちの方もいらっしゃいます。そういう方は、リソースに苦勞されているというか、かなり大変だと私も実際に実感しているので、その場合についてどんな手だてをとったらいいのかというのは、これから準備をしておいたほうがいいと思います。

【里村会長】 ありがとうございます。何か事務局のほうで、それに関連した説明をお願いします。

【西隈施策推進係長】 ありがとうございます。日本語が母国語でない障害を持たれている方への対応ということで、非常に貴重なご意見でしたので、参考にさせていただければと思っております。通訳に関しては、英語とか中国語とか韓国語についてはタブレット等々で、今、区でも取組んでいるところで、皆様にはご報告させていただきますけれども、今いただいたご意見も、参考にさせていただければと思います。ありがとうございます。

【里村会長】 ほかに何かございますか。

では、ないようですので、この議題は終了とさせていただきます。

議事2 障害者優先調達推進法に基づく調達実績について

【里村会長】 次に、議事2、障害者優先調達推進法に基づく調達実績について、

事務局より説明をお願いします。

【塚越就労支援担当係長】 障害者支援課就労支援担当の塚越と申します。私のほうからは、障害者優先調達推進法に基づく調達実績についてご説明させていただきます。申しわけありませんが、着座にてご説明させていただきます。

皆様、まずはお手元の資料3をごらんください。こちらが平成29年度江東区による障害者就労施設等からの物品等の調達実績となっております。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律、通称障害者優先調達推進法が平成25年4月に施行されておまして、本区におきましても、物品や役務といったサービスを調達する際に、障害者施設等から優先的、積極的に購入することを推進すべく、調達方針を作成し取り組んでいるところでございます。参考として、資料4ということで平成30年度の調達方針を添付してございますので、後ほどご参照いただければと思います。今回、平成29年度の調達実績がまとまりましたので、まず速報値としてご報告するものでございます。

資料3の右下の欄です。合計欄をごらんください。件数といたしましては、81件、4,679万円超の実績でございました。昨年度、平成28年度の実績と比較いたしますと、28年度につきましては、86件で3,300万円強ということでございましたので、件数にしては5件の減となりますけれども、金額にしましては、1,300万円強の大幅増となったところでございます。この大幅増となった要因としましては、29年度、本年度が、単年度での防災用簡易トイレの大口の調達があったことが主な要因となっております。

今後の発注拡大に向けての取り組みといたしましては、昨年度より区内の各障害者施設で提供できる物品や役務といったサービスについて調査を開始させていただいております。それについて一覧表にしたものを、区のホームページや区の職員がPCで見ることができる全庁フォルダー等で公開させていただいております。より広い利用の拡大を進めております。今後も区役所のみならず広く周知させていただき、受注拡大につながるよう努めていきたいと考えております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

【里村会長】 ありがとうございます。今のご説明に対して、何かご意見とかご質問があるでしょうか。よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

特にないようですので、この議題は終了とさせていただきます。

議事3 専門部会からの報告について

【里村会長】 次に、議事3、専門部会からの報告についてということで、各部会長から現在の活動状況、今年度の予定等についてご報告をお願いいたします。

報告の順番ですが、精神部会、相談支援部会、就労支援部会、児童部会、権利擁護部会の順にお願いします。なお、参考資料として専門部会からの報告をお配りしております。

それでは、最初に、精神部会の平松部会長からご報告をお願いします。

【平松委員】 今年度の活動ということで、今年度から精神部会ではグループを3つ作りまして、一つは主に地域移行、特に病院から退院してくる方の地域での移行、定着、それをどういうふうにしていくかということでございます。江東区民で長期に入院されている方が大勢いらっしゃいますけれども、まだまだ地域移行、ごく少数ということで、どういうふうに取り組んでいくかということを検討するグループが一つございます。

それから、もう一つは、地域生活です。一つは、住宅課のほうで実施している居住支援については、障害者も含めてということが始まっておりますが、紹介が主なので、そこで成約に至った件数が今のところゼロというような状況でございますが。そういった中で、今年の6月から居住サポート事業が始まりました。地域活動支援センター2カ所で行ってございまして、仲介業者の方ないしは家主の方も安心して貸していただけるということで、どう支援するかということを検討しているグループ。

それから、江東区内のいわゆる福祉マップを作成しようということです。特に精神障害に関して、どこに相談したらいいのか、どこで何をやっているのかということが、まだよくわからないというお声もありますので、マップをつくろうということになりました。このように3つのグループをつくりまして、2カ月に一遍、部会をやっております。また、1回全体会をやって、その2カ月後は各グループで検討というような形で今年度予定しております。

もっと活発になれば、それぞれのグループで独自にということが出てくるし、いろいろな調査とか、そういうことも始まっていくとは思っております。

以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございました。

では、次に、相談支援部会の夏梅部会長からご報告をお願いします。

【夏梅委員】 相談支援部会の部会長をやっております夏梅でございます。

昨年度のところはここに記載されてありますけれども、その中の移動支援については、支給量の基準が16時間から32時間になったということで、これはとてもありがたいということ。

ただし、32時間にはなったもののヘルパー不足は相変わらずのことで、それを生み出すだけの力が各事業所にあるかどうかというところでは、やっぱり契約をお断りしなければいけない状態も発生しているということは事実でございますので、ここを何とか努力しながらやっていきたいと思っています。

今年度につきましては、障害をお持ちの方たち、そのご家族が高齢になられたというところで、相談支援部会の中では、主に介護保険に移行するに当たり、どういうふうな福祉サービスから介護保険にスムーズな移行ができるか、どういう使い方をすればご本人が安心して暮らしていけるかというようなところを、まずやっていきましょうということでお話がありました。

それと、もう一つが、児童から成人、要するに児童相談所から愛の手帳相談係に移行するところの利用の仕方、移行の仕方、そこもまたスムーズな移行の仕方をどう考えていけばいいのかというところ、これもいろいろと問題が出ているみたいなので、そここのところも話をしていきたいなと思っています。

今年度の相談支援部会は、昨年度と同じように計画をしております。その中で、もう一つは特定相談事業所連絡会、それと児童通所支援事業所連絡会もスムーズにできているみたいですが、ある程度サービスを提供するに当たり、社会スキームがあまりないというところの課題も出てきておりますので、現状をどういうふうにしていったらいいのかということ連絡会のほうにもお話をしていきたいなと思っています。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。

では、次に、就労支援部会の青柳部会長からご報告をお願いいたします。

【青柳委員】 就労支援部会の青柳です。よろしく申し上げます。

昨年度の活動は、この冊子の4ページに出ていますので参照ください。内容とか回数なんかも、今年も同じような予定にしています。部会が3回と、担当者の連絡

会を一度、今年は9月に予定しています。

障害者雇用率が上がりましたので、それについてですとか、あるいは今年、最低賃金の話も報道でされているように、これら障害者に関わる場所が変わってきたことで、障害者にとってどういうふうな影響があるのか。また、働きやすい企業をたくさん増やしていくことが必要ですので、そういうことを皆さんで情報交換していきたいなと思っています。

部会のほうは就労系の作業所を運営している法人、あるいは事業所の代表の方、ハローワークの方、特別支援学校の方、あるいはたくさん障害のある方たちを雇っていただいている特例企業の方とかも参加していただいています。いろいろな情報を交換しながら、障害のある人たちが長く働ける環境をどのようにつくっていくのか、定着が中心になるかと思えますけれども、そういうお話し合いをしていきたいと思えます。

今年、定着支援事業所というのが創設されて、一つ、今、実際あるんですが、もう一つ、今年9月にできます。また、ここでもいろいろなハードルというか、事業所を立ち上げていただいている法人の方にまたお話を聞いたりすればいいかなと思いますし、なかなかハードルが高い事業ですので、就労支援センター等と連携していくにはどういうふうにするかというところを、また今後話し合っていければいいかなと思っています。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。

では、次に、児童部会の田村部会長からご報告をお願いいたします。

【田村委員】 児童部会の田村です。

児童のほうも昨年度の報告を少し参考にさせていただきたいと思っております。5ページから始まりますが、児童部会は年3回やって、今年度も同じようにやりますが、内容、会の運営は3つのワーキングを中心に動いております。乳幼児ワーキング、学齢期ワーキング、そして、もう一つが医療的ケアワーキングです。

児童といっても18歳までが対象になりますので、幼児期と学齢期の大きな違いがあることや、特にもう一つが、医療ケア、重度のお子さんの対応というのが、福祉サービスの中でも別立てされておりますので、別途、重度の話し合いが持たれているところでは。

29年度のまとめというのが6ページのところにありますが、特に、乳幼児期では発達支援を必要とする子供が非常に増大している状況で、福祉サービスのほうが後出になっている現状をどうしていくかということが大きな課題です。その中では、知的なおくれがほとんどないような発達障害のお子さんへの支援体制の弱さがクローズアップされているところです。

それから、もう一つが子育て支援です。いろいろ悩んで育児不安を抱えている保護者に向けての情報発信をどうしていったらいいかということも課題を持って、子育てメッセでチラシを配布したり、相談機関の紹介などを積極的に行おうとしております。

学齢期に入ってきますと、福祉サービスの内容、質等がかなり狭められてしまって、さらに、発達障害を持つお子さんなどを中心に非常に難しい問題を抱えてくるのが学齢期でもあります。実態把握をケース報告などで行っておりますが、その後の支援体制をどうつくっていったらいいかということは、長年課題に思っているところで、現在も引き続いているところです。

新しいところが、医療的ケアワーキングになるんですが、今、国のほうでも、この医療ケアを持つお子さん方、特に在宅で医療機関からの移行、家庭での受け入れを促進していく在宅医療の事業も進んでおりますので、国のほうでも、新しく医療ケアを持つお子さん方との連携会議、後で説明があるかと思いますが、小児在宅医療連携推進会議を立ち上げて、情報共有を図って、地域連携を促進していくという話し合いも推進されますので、その会議との連携などにより、医療ケアを持つお子さんへの受け入れ体制のあり方の検討に入っているところです。

そのほか、福祉サービスとしては、児童の18歳までの分野で、幼児期、学齢期と通所事業が江東区の中でもたくさん立ち上がってきております。その事業との連携を図っていくために通所事業連絡会とのつながりが大切になってきております。このように児童の分野も内容が非常に多様化している、そこを児童部会として、どのように強化を図っていくといいのかということが大きな課題になっているところです。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。

では、次に、権利擁護部会の根本部会長からご報告をお願いいたします。

【根本副会長】 報告としましては、一番大きかったのが、昨年度は研修会をやった、かなり参加者が多かったということです。ただ、反省点も随分ありまして、もうちょっと担当をきちんとしたほうがいいのではないかとか、動いている人、動いていない人がいたので、その辺も振り分けして、ちゃんと動けるようにしたほうが良いというような話が出ていました。それを考慮して、また今年度もぜひこの研修会をやっていききたいなと思っております。

ただ、どちらかという区民の方とか、障害を持った方、その関係している施設の方が対象ということで、参加はしていただいたんですけども、それだけではなくて、今年度は区の方にももっと積極的に参加してもらって、障害者理解に生かしてもらおうということで、積極的な声かけをしていくことを考えております。

あと、部としましては、各分野の専門家がいます部となっております。その人たちが、各部会からの問題提起に対して、支援が必要な方が安心して安全に暮らしていけるように、この権利擁護部会のほうで話し合ったり、また、それを各部に返したりとか、あと、研修会でその辺を生かしたりとかというふうにして、この権利擁護部会の会員というか、部員の人たちの力を存分に発揮できるような形にしていきたいなと思っております。

今年度につきましては、昨年度よりももうちょっと内容を深く入り込んで、いろいろな内容に取り組んでいきたいなと思っております。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。それでは、今、5つの部会からご報告いただきましたけれども、何かご意見だとかご質問おありでしたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

では、特にないようですので、この議題は終了とさせていただきます。

議事4 小児在宅医療連携推進会議について

【里村会長】 次に、議事4、小児在宅医療連携推進会議について、事務局から説明をお願いします。

【西隈施策推進係長】 私のほうから、小児在宅医療連携推進会議の概要について、ご説明をさせていただきます。

資料5をごらんください。背景につきましては、医療的ケア児の増加ということ

で、医療技術の進歩を背景といたしまして、入院等を経た後に、引き続き人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアが必要な児童が増加しているという現状がございます。

また、児童福祉法の一部改正によりまして、医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、福祉等の連携促進を図りなさいということで位置づけられております。

これにつきましては、昨年度、障害児福祉計画を策定いたしまして、本区としては、今年度中に設置するという目標を掲げているところでございます。

開催目的、開催内容につきましては、小児在宅医療に関する現状と課題、実態の共有ですとか、情報の整理、その他、小児在宅医療の推進に向けた課題についてということで、検討をしていくことになってございます。

会議メンバーにつきましては、学識の方、医療機関の方等々いらっしゃいまして、自立支援協議会、児童部会の田村会長にもご出席をいただくということになってございます。この会議自体が、地域包括ケアの全体会議の一部として位置づけられておりまして、そちらのほうと地域自立支援協議会の連携を図っていく上で、田村会長にその役割を担っていただくという形になってございます。

事務局といたしましては、保健所の健康推進課、こちらは医療分野に非常にたけている課になりますので、我々福祉部門の障害者支援課とタッグを組みまして、事務局としてやっていきたいと考えております。

また、今後ほかの関係所管等々を巻き込みながらやっていくことも検討しておりますが、当面はこのような体制でやっていくということになってございます。

第1回の開催日時は、今月の7月30日に予定しておりまして、今年度は2回程度を予定しているということで伺っております。今後、この会議体と地域自立支援協議会の連携を図りながら、小児在宅の医療について検討を進めていければと考えてございます。

説明は以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございます。では、今のご説明に対してご意見とかご質問おありでしょうか。お願いいたします。

どうぞ。

【白木委員】 いつもすいません。弁護士の白木でございます。

小児の在宅医療ということは、お家でそのまま医療のケアを続けながらというこ

となので、当然、学校に行くという話も生活の中でかなり大きな位置を占めていると思います。

一方で、結構、お子さんが遠足に参加できないですとか、そういうお話をお伺いするようなこともあるので、完全に最初から巻き込んだほうがいいのかという方法論はそちらのほうにお任せするとしても、情報共有でこういうことが問題でとか、こういうことができますよということを、学校側とも共有できたらいいなと思います。

【西隈施策推進係長】 ありがとうございます。小児在宅の連携会議と地域自立支援協議会は連携を図っていくということで申し上げましたが、この地域自立支援協議会のメンバーとして特別支援学校の方や学校支援課長にもご出席いただいているということで、連携を図りながら当面やっていければなと考えております。

【里村会長】 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

児童部会の田村部会長さんのほうで、何かこの件に関してございましたらお願いします。

【田村委員】 この件と児童部会と違うところになるんですが、今まで児童部会では医師が入っていなかったんですね。今年度から小児在宅医療連携推進会議との連携を図っていくという意味で、江東区医師会の先生に児童部会にも入っていただいて、この会議との連携を図っていくという方向が出てきております。

今、医療的ケアが必要なお子さんへの対応を広げていくのは、児童発達支援事業、私ども福祉事業の中でも現在は制限のある範囲内で対応しておりますし、また、児童部会の中には保育園なども関わってきていて、保育園での医療ケアのあるお子さんへの対応というのも、実際のところ制限されている状況で、そういうことが、今、全面的、表に出てきているということになって、医療ケアを持っているお子さんが地域で生活していくためには、一体どこまで何を保障していくことが必要であるのかというところが、広くこれから議論されていくように思っております。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。ほかに何かありますか。

では、ご意見、出尽くしたようですので、この議題は終了とさせていただきます。

(5) その他

【里村会長】 最後に議事5、その他として、委員の皆様あるいは事務局のほうから、この機会にご説明、もしくはご意見、ご質問等がありましたらお伺いしたいと思えます。

まず、事務局からご発言の申し出がありますので、最初は事務局からお願いいたします。

【内藤障害者支援課長】 障害者支援課長でございます。2点でございます。

まず、この協議会の場でこれまでもご議論していただいた基幹相談支援センターにつきましてですが、平成30年度予算の計上については見送らせていただいたということにつきまして、前回の協議会のほうでご報告をさし上げたところでございます。

ただ、いろいろ区の内部でも検討しておりまして、やはり地域における相談機能の充実というのは非常に大切な問題ということは、区としてももちろん認識しております。これからも引き続き、こちらの協議会の場でもいろいろなご意見を賜ればと考えております。

また、もう1点、多機能型入所施設についてなんですけれども、区のほうでは平成31年度設計着手ということで目標を掲げさせていただいております。なかなか具体的なことを申し上げられない中ではありますが、設計着手に向けて鋭意検討を進めているところですので、今後とも、そちらにつきましてもご意見等をいただければと思っております。

以上になります。

【里村会長】 今、事務局からのご発言がありましたけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

【高井委員】 地域活動支援センター、ロータスの高井です。基幹相談支援センターのことを、今回、議題になかったので、どうするのかなというのはちょっと思っていたので事務局のほうから言っていただいてありがたいなと思ったんですが、来年度も区が、設置する可能性はまだあるのかどうかというのを教えていただきたいんですけれども。

【内藤障害者支援課長】 一応、まだ来年度できるかどうかということも含めて検討していかなきゃいけないかなと思っております。30年度に見送ったというこ

とがございますので、区としても考え方を整理しなくてはいけない部分もございます。もちろん、なるべく早くということでは考えておるんですけども、なかなか難しい部分もございます。

状況の変化等も、長い期間考えていると起こってくると思いますので、その都度新しいご意見等をいただきながら、鋭意検討を進めてまいりたいと思いますので、どうぞご協力をいただければと思っております。

【高井委員】 ありがとうございます。ぜひ、地域活動支援センターというか、相談業務はかなり大変な部分が多いということにはなっていますので、ぜひ早目に設置していただけるとありがたいなと思っておりますので、お願いいたします。

【里村会長】 ほかに何かございますか。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【菅委員】 すいません、ハローワーク木場の菅でございます。ハローワークのほうでも仕事をしたいという方は来られるんですが、なかなかそういう段階になっていない方が非常に多く来られます。そこで、我々も、じゃあ、あなたには次はこういうのがあるよという提示しながら、こちらのほうがいいのではないかとかというふうに案内をしているんですけども、そういった中で、やっぱり就労支援機関の役割が本当に大きいです。就職したいと来られてもなかなか就職までいかないで、そうすると、生活支援の面だったりとかということで、まずは地域をご案内するんです。

そのときに、窓口になっていただくのが江東区の就労支援センターになるんですけども、人員が少なく、定着支援にも行かれていますし、すごく忙しそうです。でも、私どもも頼りにしています。人員のことについて外部がとやかく言うことではないんですけども、やっぱり区としての支援体制は、区ごとに違うとは思いますが、そこはやっていただくと非常に助かります。江東区としては、精神障害者の方とか非常に増えていて、ハローワークのご利用も半分以上はそういう精神疾患の方で、支援が長期にわたります。なかなか就職までいかないという方が非常にたくさんいらっしゃるの、支援センターの充実というところを考えていただくと良いのではないかなと思います。

【里村会長】 お願いします。

【内藤障害者支援課長】 障害者支援課長でございます。ご意見どうもありがと

うございます。

お話にありますように、精神障害の方のご相談がものすごく増えているということも認識しておりますし、ご相談自体がそもそもすごくたくさんあって、今の人員で皆さんにご満足いくような支援がなかなか難しいですとか、出張していることも多いので、ご連絡すぐにさしあげられないとか、そういったことも生じているかと思えます。

広げていかなければいけないということについては、重々認識しております。ただ、何分、人員の増というのがなかなか厳しい状況もございますので、すぐにということでできるかどうかはわかりませんが、私どもとしても、中のほうで人員増についてはそういったご意見もいただいているということも踏まえまして、検討はしていきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

【里村会長】 就労支援部会の青柳委員のほうから何かございますか。

【青柳委員】 これは部会としても、いつも要望というか、しておるつもりなんですけれども、江東区の答えはいつも一緒でございます。私、厳しい言い方を常にさせていただいていますが、育つためしがないというのが、私の意見でございます。今後もこれは課長さんがかわろうが、何をしようが言い続けていきたいと思えますので、少しでも体制が変わればいなと思っております。

各区市町村と比べて人口の比率の数から比べても、体制はとても貧しいと言ってもらいかなと思うぐらい就労支援センターの体制はよくないと思えます。これは各市町村の調査なんかをしてみれば必ずわかりますので、これは大きな問題だと思っております。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

出尽くしたようですので、以上で本日の議事を……。

【平松委員】 私、別にあるんですけども、よろしいですか。

【里村会長】 どうぞ。

【平松委員】 この自立支援協議会の運営についてということになると思うんですけども、実は前任の課長が異動になって退任されるときに、もっと協議会で皆さん方、活発に議論していただいて、区の障害者支援課の質問だとか注文だけではなくて、協議会の委員の皆さん方で、もっといろいろ議論していただくようにな

ってくれるといいですねなんてことを言われたんですね。私自身は前からそういうことを主張していたんですけれども、そのとおりですねと、そういうことをわかってきていたんだなと思ったのと、いやいや、やめる前に言わないで任期中にやってほしかったなというのと両方あるんですけれども、それが一つと。

もう一つは、私、自立支援協議会の最初から、それから、江東区の障害福祉計画の制定のときからずっと委員をさせていただいておりますけれども、もう少しここで活発な議論ができないかなと、特に最近そう思っていますのは、国のほうが、やっぱり共生社会とか地域づくり、一億総活躍のスローガンもあるんですけれども、そういう方向になってきていて、例えば新しいサービスとしての就労定着支援だとか、それから、自立生活援助だとか、生活のレベルでということで、どこかに来てそこで何かのサービスを受けるというよりも、まさに障害のある方に限らずですけれども、地域の中で、地域の住民の方と一緒に、お互いが協力し合ったり助け合ったりして、そこで生活できるということが大切で、スローガンとして「我が事・丸ごと」というようなスローガンが出てきていると。

そうすると、地域をどうやってつくっていくかという、その地域も、江東区という50万の中では、それはやっていけないだろうと、住民にとって身近な生活圏域でそういうものをつくっていく必要があるわけですよ。そうすると、ここに参加していらっしゃるような団体とかの方だけではなくて、もっと地域の方と一緒にそれをどうつくっていくかということになると思うんです。

そうしますと、これは江東区の福祉計画の中にもスローガンとしては全て入っているんです。だけど、具体的にそれをどう進めますかというところが、まだまだできていない、不十分だと率直に思っております。

要するに地域包括ケアシステムをどうつくるかといったら、地域に住んでいる方がそこに入ってくれないとできないだろうと、そういう中での、中心になるべきは、基幹相談支援センターじゃないかなと、調整機能もいろいろやるとしても、やはり、地域をつくっていく中で中心的な役割を果たす基幹相談支援センターだろうと。

とすると、前にもお願いして、前課長も1カ所だけでいいとは思っていないと、人口10万人に1カ所ぐらいは最低でも必要だろうけど、とりあえず1つつくって、あとは順にやっていきますというふうにお話しいただいているけれども、やはりそういう地域づくりの中での位置づけということがあって、そこは決まっていくこと

ではないかなと、そういう議論をもっとここでできたほうがいいんじゃないかと思
います。

そのためには、拠点をどうつくるかということもあります。それから、共生社会
ということで、特に精神障害に関して言えば、ボランティアの方だとか、民生委員
の方、それから地域の見守り活動をやっている方、わりと積極的に地域で活動して
いらっしゃるそういう方々も、精神障害に関してはよくわからない、どう接してい
いかわからないということを多くの方がおっしゃる。時々、私が呼ばれてそういう
お話をするわけですが、ああ、そうだったのかということもございます。そ
ういう点を、どうやってもっと地域の方の相互理解を強めていったらいいのかとい
うこともある。そうすると、例えばこれも区の計画に入っておりますが、ユニバー
サルデザインでいろいろ活動されているというけれども、残念ながら精神障害に関
しては、結果としては、ほとんど入っていないわけですね。

それから、さっき小児でも出てきましたけれども、医療との連携、特に精神障害
の場合はほとんどの方が医療を受けているわけですね。そうすると、医療との連携
というのも重要な課題で、それもそういう協議会をつくらなきゃいけない。

昨年、権利擁護部会が中心になってシンポジウムをやっていただきました。その
ときに私のほうから、医療の場合は医療モデル、私たちは社会モデルですね、そ
うするとお互い立場が違う。これをどうやっていくかということも、非常に大きな
問題に今後なっていくと思うんですね。

そういう重要な課題が幾つもある。もちろん、ほかの分野の方でもいろいろある
と思うんですねけれども、部会で検討するというのも一つだけ、全体で検討しな
ければいけない課題というのがたくさんあるだろうと思います。

そういうことを、この協議会で、もっともっとやっていったほうがいいのではな
いかということで、よろしければ、次回は、幾つかに絞って、ぜひ提案させていた
だこうとは思っています。もっと区に対していろいろ要望するのも、あっていいで
すけれども、協議会としてもっと、共通する重要な点についてはもっと議論ができ
ないかなということを感じておまして、特に今後そういうことが、地域をどうす
るかということが中心になってくると、行政だけでできることではない、地域のい
ろいろな方々がそこに入って、一緒になってという、これをどうやっていくかとい
うことが、今後、一番ポイントになるのではないかと、そんなことを感じておりま

す。そういう点で今後の協議会でも、協議会の会長、副会長、よろしければぜひそういう形で進めていただければということをお願いします。

【里村会長】 ありがとうございます。非常に、今後の方向性へのご提案として重要なことだと思います。まずは各専門部会から、今、平松委員がお話ししたようなことをすくい上げていただいて、次回のこの協議会で少し話せればいいかなと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

ほかに何かございますか。

4 閉会

【里村会長】 では、以上で本日の議事を全て終了したいと思います。次回の自立支援協議会は来年の1月31日を予定しておりますので、日程調整の上、ご出席いただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。長時間ありがとうございました。

— 了 —